第56回 民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第56回 民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

令和4年2月15日(火)10:00~ オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) 各部会の開催状況について
- (2) PPP/PFI推進アクションプランの総括レビュー及び 新たなPPP/PFIアクションプランに盛り込む内容について
- (3) 小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について
- (4) その他
- 3 閉会

<配付資料>

資料1 各部会の開催状況

資料2-1 PPP/PFI推進アクションプラン総括レビューのポイント

資料2-2 公共施設等運営事業等の重点分野の状況

資料2-3 PPP/PFI推進における課題を踏まえた施策の方向性

資料2-4 PPP/PFIの促進の方向性(たたき台)

資料2-5 PPP/PFIの推進施策(たたき台)

資料2-6 第29回計画部会における主な意見

資料 2 - 7 上村敏之委員提出資料

資料3-1 小規模自治体における活用促進に向けた優先的検討規程の策 定・運用の手引きの見直し

資料3-2 第7回事業推進部会における主な意見

参考資料1 民間資金等活用事業推進委員会 委員名簿

参考資料2 PPP/PFI推進アクションプラン総括レビュー

参考資料3 PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況

参考資料4 PPP/PFIに関する議論の状況について

〇福永参事官 ただいまから、第56回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたしま す。

私は、事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室参事官の福永でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ち、最初に小林内閣府副大臣より御挨拶申し上げます。

小林副大臣、よろしくお願いいたします。

○小林副大臣 皆様、おはようございます。

第56回ということで、この会議は複数回を重ねてきていただいておりまして、事務局の皆さんをはじめ委員の皆さん、御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

今日の資料にもありますが、皆さんの御協力のおかげで、金額としても大変良い流れで、 順調に進んできていると思っております。

そんな中、岸田新政権になり、施政方針演説でもコンセッション方式について触れられているとおり、我々新政権ではより一層、このPPP/PFIに力を入れていきたいと思っています。

私自身、肌感としてこの取組はとても良いと思っているのは、地元の広島県福山市でも昨年、Park-PFIの西日本で初めての事例が誕生しました。公園の維持管理の財政的な負担が軽くなるという市にとってのプラスや新しいビジネスチャンスが地元の事業者に生まれる、成長につながるということ以上に、完全に公共空間が生まれ変わって、エリアの価値が圧倒的に上がる。周りの地価も上がるでしょうし、人流が全く変わったということをものすごく実感しています。

こういう身近なところの公共空間を民間の力も使って生まれ変わらせる。できればそこにデジタルや蓄電池、太陽光みたいな補助政策もうまく組み合わせていくと、PPP/PFIこそ 岸田政権の抱えるデジタル田園都市の実現の姿を象徴するものにできるのではないかと私 は思っています。

大規模な町でのPPP/PFIが多いのですが、より小規模な町でどのように普及させていくかということや、大規模な設備がこれまで多かったのですが、より小規模なところで、市民や国民にとって身近なところでこれをどう使っていただくか、それによって大きなモメンタムをつくっていって、まだまだ課題になっている上下水道やなかなか収益施設になっていないところに取りかかる、力をためるという戦略で実施したいと思っております。

事務局はかなり知恵を絞ってアクションプランの案を作ってきましたので、ぜひ専門委員の皆さんから御意見をいただいて、より野心的な、そして全国にこの取組が広がるようなプランに仕上げていきたいと思っていますので、御協力をどうぞよろしくお願いします。 ○福永参事官 ありがとうございました。

本日の委員会ですが、委員9名のうち8名の委員に御出席いただいております。定足数 の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げ ます。 続きまして、事務局の出席者を御紹介させていただきます。

政策統括官の村瀬でございます。

民間資金等活用事業推進室長の金子でございます。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、民間資金等活用事業推進委員会会議議事規則第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料2-6及び本日の議事録につきましては、アクションプランの改定後の公表、資料2-4及び資料2-5は議論のたたき台として非公表とさせていただければと考えております。

また、上村敏之委員より資料の提出をいただき、昨日、資料2-7として追加配付させていただいております。

それでは、以後の議事につきましては、飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長 おはようございます。飯島でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ち、資料の取扱いについては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに、議事(1)計画部会及び事業推進部会の開催状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、資料1を御覧いただければと思います。

令和3年版アクションプラン改定以後の部会の開催状況を御報告いたします。

昨年5月の前回委員会でお示しいたしましたPFI推進委員会の今後の進め方に沿いまして、両部会において審議を進めているところでございます。

まず、計画部会ですが、新たなPPP/PFIアクションプランの策定ということで審議を進めてございまして、これまでの総括、課題の整理、施策の方向性について検討を行うとともに、1月28日の3回目の計画部会では、重点分野を中心に、関係省庁からもヒアリングを行ったところでございます。これらの審議の内容につきましては、議事(2)において御議論させていただければと思ってございます。

また、事業推進部会のほうでございますけれども、小規模自治体へのPPP/PFI導入促進方策、特に優先的検討規程の策定、的確な運用の促進、それから収益型PFI事業への安定的な資金供給方策、人材の育成等に関する議論を開始しているところでございます。前者につきましては、本日の議事(3)で御議論いただければと思ってございます。後者につきましては、現在、部会における議論の再整理を行っているところでございますので、改めまして御報告させていただければと思ってございます。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等がある方は、こちらから順次御指名させていただきます。

質問がないようですので、よろしければ次の議題に移らせていただきます。

続いて、議事(2) PPP/PFI推進アクションプランの総括レビュー及びアクションプラン に盛り込む内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○庄司企画官 引き続き御説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、参考資料4を御覧いただきたいと思います。

PPP/PFIに関する議論の状況ということで、昨今の政府全体での議論の状況を抜粋して 取りまとめているものでございます。

1ページ開いていただきますと、新しい資本主義実現会議ということで、緊急提言がなされた中でもPPP/PFIの推進ということが取り上げられている状況でございます。

2ページでございますが、昨年12月の経済財政諮問会議で、PPP/PFIを通じた官民の連携の在り方をしっかりと見直しというようなことが書かれておりますし、下のほうですけれども、官民連携によるインフラ整備につきましては、野心的な目標を掲げ、大胆に推進すべきといったことが言及されている。その下には、上下水道、文化・スポーツ施設、公民館・公園等、民間の新たな知恵を呼び込み、PPP/PFIが積極的に活用され普及するようにすべきであるといったことを御指摘いただいているところでございます。

続きまして、3ページでは、今年に入って1月の経済財政諮問会議の中でも、民間投資を引き出す公的投資の重要性はますます高まっているといったことが言及されております。 次のページですが、同じく1月14日の経済財政諮問会議ですが、公的分野への民間資金 の呼び込みといったことも言及されているところでございます。

最後のページでございますけれども、本年1月17日、岸田内閣総理大臣の施政方針演説の中でも、公共施設の運営を民間に任せるコンセッションの一層の活用といったことに言及されているといったところを御紹介させていただきました。

それでは、資料2-1を御覧ください。

平成31年にPPP/PFI推進アクションプラン前半期レビューを実施いたしましたが、今回新しい目標を検討するに当たりまして、同様に総括を行っているところでございます。その全体は参考資料2でおつけしてございますが、大部になりますので、その要点をまとめましたこちらのほうで御説明させていただきたいと思ってございます。

まず、PFI事業の実施状況でございますが、御案内のとおり、事業規模目標については3年前倒しで達成しておりまして、特に大型案件が寄与しているという状況がございました。

事業件数・実施団体数ということで、収益型事業が特に著しく増加している状況がございますし、PFI事業の実施件数につきましては、地方公共団体では平成11年からの15年間で346件に対し、それ以降の7年間で729件と倍増するような形で、近年急激に増加しているところでございます。

また、実施団体数も、平成24年度末時点で189団体から、令和2年度末で331団体と、これも倍増している状況でございます。

その一方で、人口20万人未満の地方公共団体では、実施団体は18%にとどまっていると

ころでございます。

参考資料のほうでは、そのほか都道府県別や団体規模別というところも個別にデータを 整理しているところでございます。

続きまして、活用分野でございますが、学校や庁舎など、いわゆる箱物施設での活用が 多くなっているという状況が見てとれます。

4番目の契約金額で整理しておりますが、国、都道府県、政令指定都市では100億円以上の案件が多くなっているという状況ですが、一方で10万人未満の市町村では5~10億円の案件が最多というところも整理してございます。

次のページをお願いします。続きまして、PFI事業の効果について幾つか資料を整理しているところでございまして、その抜粋を御紹介いたします。

まず、VFMの傾向というところで、全体の平均を取りますと、特定事業選定時7.9%、落札後の最終VFMは16.8%ということですが、経年の状況を見ますと、VFMは低下の傾向が見られている状況でございます。現在、この辺りの詳細について分析を進めているところでございます。

地域企業の参画ということでも整理してございますけれども、令和元年度に契約が締結されたもので、地域企業が参画したPFI事業は87%に上る。そのうち代表企業として参画しているのが47%と全体の半分ぐらいを占めるような状況です。

また、分野別に見ますと、特にまちづくり分野などでは地域企業が代表企業になっているような事例が多くなっている状況が見てとれます。

3番目、事業収入源を整理している内容でございまして、サービス対価のみを収入とする事業が全体の半数程度ではございますが、利用料金や附帯事業の収入を得る事業が近年 大幅に増加しているという状況がございます。

最後、PFI事業の効果というところで、PFI施行から20年程度が経過しているところでございますけれども、事後評価が行われているような事例ですと、VFMみたいな財政負担削減効果のみならず、サービスの質の向上や地域活性化効果、事務負担の軽減など、多様な効果が確認されている状況がございます。

続きまして、アクションプランに基づきまして各施策を行ってまいりましたが、そのレビューを行っているのがこちらになります。

1つ目、優先的検討規程ということで、平成27年に人口20万人以上の団体に対して要請を行っているところでございますが、その8割が策定済みという状況がございます。また、昨年6月に優先的検討規程の策定の要請の対象を10万人以上に拡大いたしまして、現在、策定を要請しているところでございます。それを実現するために、各種支援の充実、環境整備等を推進している状況でございます。

続きまして、地域プラットフォームというところで、情報交換等の場として活用されているところでございますけれども、平成30年から令和2年度の間に参画した団体が649団体、それから地域プラットフォームを活用して導入可能性調査等を実施した団体が255団

体ということで、それぞれ定めた目標を達成している状況がございます。

3番目、公的不動産における官民連携の推進というところで、地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定・改訂、固定資産台帳の整備・公表の推進が行われてきました。平成29年には都市公園法に基づく公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIという制度が創設されまして、活用されている状況がございます。

4番目、民間提案についてということで、民間の提案を受けましてPPP/PFIを進めていく中で、「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」を公表して後押ししてきたという状況でございます。

続きまして、地方公共団体への支援ということで整理してございます。まず、平成30年月のPFI法改正によりワンストップ窓口を法制化しているところで、令和2年度の実績では385件の対応をしている状況でございます。いろいろな支援というところで、ガイドラインやマニュアル事例集を充実させてきたところでございます。

内閣府においては、事業の発案から事業選定段階を中心に支援事業を実施してきまして、 平成28年からの3年間において67件支援した中で、34件が案件化している状況でございます。

専門家の派遣制度をやってございますけれども、令和3年9月からは、行政実務専門家ということで、現職の地方公共団体等の職員の派遣も開始しているということで、昨年末時点で延べ290人が派遣されている状況でございます。

最後、PFI機構の活用というところで、リスクマネーの呼び水として活用されているところでございますけれども、令和3年12月現在で50件の支援実績がございます。そのうちコンセッション事業に対しては15件支援してございます。そのほか、地方公共団体、地域金融機関へのコンサルティング、情報提供等の支援といったことで、取り組む地域の拡大にも貢献しているところでございます。また、地域人材の育成や地域金融機関からの出向者受入れ等も行っている状況でございます。

こちらがレビューの状況でございます。

続きまして資料2-2は、コンセッション事業に対して重点分野ということで設定して ございますけれども、その進捗状況を取りまとめたものでございます。

1ページを開いていただきますと10分野ございますが、進捗のあった部分を赤字で表記してございます。新たに水道、公営水力については目標を達成予定、達成済みとなっているところでございます。赤くハッチングしているところが、現時点で達成できていなかったところでございます。

2ページ目は、重点分野ごとの具体事業の進捗をお示ししたもので、この1年で動きがあった部分を赤字で表記してございます。新しく広島空港で運営を開始してございますし、宮城県では上工下水一体のコンセッション事業の実施契約が締結されているところでございます。愛知県新体育館でも実施契約が締結されている状況、新秩父宮ラグビー場での手続の進捗もございました。

3ページ目以降は個別の事業についての状況を整理してございますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

続きまして、資料2-3をお願いします。

こういったPPP/PFIの進捗状況を踏まえまして、課題と施策の方向性を計画部会で議論 してきた状況を簡単に抜粋したものがこちらになります。後ほど資料2-4、2-5でア クションプランに向けた施策の方向性等のたたき台の詳細を御説明したいと思いますので、 こちらは簡単にかいつまんでと思います。

次のページをお願いします。

PPP/PFIの推進における課題を計画部会で整理してまいりましたが、大きく4点掲げて ございます。小規模自治体での取り組みやすい環境の整備。

2点目は活用分野の拡大ということで、特に実績が少ないキャッシュフローを生み出しにくいインフラ、維持管理・修繕・更新といったものの活用に取り組む必要性を掲げてございます。

3点目、民間の収益機会の拡大にもしっかり取り組んでいくことが大事だろうということ。

4点目といたしまして、多様な効果を評価していく。それを共感して、より活用の裾野 を広げていくことが大事だということを挙げているところでございます。

次のページですが、新たなアクションプランで掲げていく目標の方向性を整理してございます。現在同様、10年間の事業規模目標とコンセッションを念頭に置いた重点分野の設定を掲げてございます。また、政策課題との連携や社会的効果の測定についても取り組めないかということを掲げてございます。

次のページをお願いします。

こういった課題を踏まえて、施策の方向性を計画部会で御議論いただいた状況でございます。

1つ目、地方公共団体における活用促進については、団体における実施数の増加、実施 地域の拡大の2点にしっかり取り組む必要があるだろうと。特に小規模の団体が取り組み やすいように、一層の負担軽減や身近な施設での活用といったことを掲げてございます。

それから、実績の少ない分野での活用拡大でございますが、現在行われているようなモデル的な検討や事例を横展開していくことに関しましては、分野等の垣根を越えて大幅に加速していくということを挙げさせていただいてございます。

新たな収益を生み出す事業の促進では、自治体と民間事業者の対話の機会を積極的に確保することが重要だろうということで、好事例の横展開、支援策の周知といったことを挙げさせていただいてございます。

最後に、これらの取組の効果の検証や着実な進捗の観点から、目標期間の半分の5年間でKPIを設定して中間評価を行うという方向で検討していくことも挙げさせていただいてございます。

続きまして、資料2-4を御覧ください。「PPP/PFIの促進の方向性(たたき台)」ということで、こちらの資料につきましては、今後のアクションプランづくりのたたき台ということで、非公表の扱いとさせていただいてございます。

これまで計画部会で議論していただいた方向性、いろいろな取組の着眼点について整理したものが資料2-4となります。

12月には委員の皆様と個別に意見交換の機会を持たせていただきましたが、そのときにいただいた御示唆も含めながら、これを取りまとめさせていただいているところでございます。

まず1つ目、地域における活用拡大ということでは、全国津々浦々への展開には、多くの地域での活用が重要だろうという中で、PPP/PFI手法を積極的に検討するプロセスの定着化ということで、優先的検討規程の取組を進めているところですが、この運用も含めてしっかりフォローしていくことが重要だろうということを掲げさせていただいてございます。

10行目のところでございますが、小規模自治体や地域企業が取り組みやすいような PPP/PFI活用モデルを形成すること、その支援ツールを充実させていくということで、例えば身近な施設でのPPP/PFI活用モデル形成といったことが重要だということを挙げさせて いただいてございます。

最後のところですが、関係者の連携強化、ノウハウや好事例の横展開、取り組みやすい 環境整備と、地域プラットフォームを活用するなどして、こういったことを進めていくこ とが大事ではないかということを挙げさせていただいてございます。

2点目でございますが、活用分野の拡大ということで、より一層、今はあまり活用されていないような分野でのPPP/PFIの活用ということで、例えばキャッシュフローを生み出しにくいインフラを中心とした維持管理・運営ということや、身近な施設として公園、公民館、図書館等を挙げさせていただいてございます。

また、コンセッション事業につきましても、多様な分野でより一層活用されていくようなことが必要かということ。

最後、グリーン社会の実現やデジタル技術の社会実装に資する案件も取り組んでいくことが重要だろうということを挙げさせていただいてございます。

3点目、収益事業の積極的活用ということで、課題や方向性を計画部会で挙げていただいているところでございますけれども、こちらは民間サービスの誘発、新たなビジネス機会の創出につながっていくということで、大事ではないかということで書かせていただいてございます。

そのためには、官民の積極的な対話の機会を確保するとともに、民間発意を取り込む体制を強化していくことが大事だろうということでございます。

附帯収益事業を伴うPPP/PFI活用モデル形成も重要だろうということで、挙げさせていただいてございます。

次のページに行きまして、4点目、多様な主体の能力と取組意欲の向上ということで、 先ほどまでの方向性を下支えする能力強化や意欲向上ということで挙げさせていただいて ございます。

まず、地方公共団体では、優先的検討規程の策定促進や運用ということで、それに係る 能力向上も含めて、例えば専門家派遣制度をしっかり活用していただくということがござ います。

それから、民間事業者ということで、企画力・提案力・事業推進力の向上ということで、 例えば地域プラットフォームといった場を活用することも考えられるのではないかという ことで挙げさせていただいてございます。

金融機関につきましても、PFIのリスクマネーの供給に資する能力向上ということで、 PFI機構がそういった部分に取り組んでいるところでございますが、ノウハウの移転等に より能力向上が必要ではないかということで挙げさせていただいてございます。

最後に、PPP/PFIによる多様な効果の見える化、情報発信の強化というところで、関係者の理解促進、取組意欲の醸成を進めていくことが重要ではないかということで挙げさせていただいてございます。

5点目の方向性といたしまして、民間による創意工夫の最大化を挙げさせていただいて ございます。民間の創意工夫の最大化が重要だろうという中で、それに資する制度の改善 や行政が保有するデータの公開を積極的に進めることが大事ではないかということを挙げ させていただいてございます。

最後に6点目といたしまして、自律的な展開基盤の早期形成ということを挙げさせていただいてございまして、目標期間の前半で重点実行期間と位置づけて、しっかりと自律的な展開基盤を形成していくということを掲げてはどうかということで書かせていただいてございます。

その中で、PFI機構が先導役となって新たなPFI活用モデルの形成や、自治体、民間事業者の能力強化、人材育成を徹底的に実施していくことが大事ではないかと。KPIを設定して、しっかり進捗を確認していくことが大事だろうということを方向性として挙げさせていただいてございます。

続きまして、資料 2-5 でございます。先ほどの方向性も踏まえつつ、具体的な推進施策のたたき台ということで挙げさせていただいてございます。(1) \sim (4) で構成してございます。

(1)ということで、先ほども何度か出てきましたが、PPP/PFIの活用モデルの形成をしていく中で、しっかり分野が拡大していく、取り組みやすい環境をつくっていくことが大事ではないかということでございます。

考えられる分野をここに挙げてございます。身近な施設やインフラの話は先ほども述べ させていただいたところでございます。あとはコンセッション事業、上下水道、スポーツ・ 文化施設等もしっかり進めていく必要があるのかなということ。それから、収益事業、政 策課題への対応、指標連動方式についても委員会の中で何度も御意見をいただいているところでございますが、しっかりモデル案件を形成していければと思います。広域連携の取組についてもしっかり取り組めればということを挙げさせていただいておりまして、こういったものを進めていく上で、PFI機構が新たな活用モデル形成を先導していくことで役割を果たせればと思いますし、機構のモデル形成支援と国の各種支援施策がしっかり連携して取り組むことがモデル形成を進捗させるということで、重要ではないかということで挙げさせていただいてございます。

2点目は能力・取組意欲の向上ということで、関わる方々の取組意欲を高めて、能力を 向上させていくことが重要だろうということでございます。

まず、①自治体でございますが、積極的取組のルール化ということで、優先的検討規程 の運用もございますが、中心となる専門組織の設置、補助採択における導入検討の要件化 といったことも引き続きやっていく必要があるかということ。

2点目で、互いに高め合いながらPPP/PFIを促進する環境づくりと挙げさせていただきましたが、各自の取組状況の見える化、優良事例を表彰するといったものを通じて、機運を高めていくことも大事ではないかということで挙げさせていただいてございます。

次のページに行きまして、②民間企業・金融機関の能力・取組意欲向上ということで、例えば地域プラットフォームを活用して民間提案の作成方法のノウハウ等の講習の充実とか、機構から金融機関へのノウハウ移転、民間発意を取り込む体制の強化ということで、自治体に民間からの提案などを受ける相談窓口を設置するということを促進してはどうかとか、民間提案を行う者に対するインセンティブを付与するということも考えられないかといったことを挙げさせていただいてございます。

3番目といたしまして、機運醸成に向けた発信の強化ということで、首長・議会・住民等の理解促進に資する機会の確保、説明ツールの開発といったことが重要かなと思いますし、地域・社会の課題解決効果の発信、しっかり広報をしていくといったことも重要かということで挙げさせていただいてございます。

(3) 実施上の課題解決支援ということで、実施するプロセスの中で発生するような課題に対して支援していくということで、従来から進めているところでございますが、ノウハウの充実・共有ということで、ガイドライン等を充実させたりという取組をよりしっかりとやっていくということ。

2点目といたしましては負担の軽減というところで、これまでもPFIの手続等で定めたガイドライン等もございますけれども、必ずしも必要ではないプロセスを明確にして、最小限、これをやればできるということで負担軽減を図れないかということも考えられるかと思ってございます。

事業者・金融機関の実務上の課題についても、PFI機構が解決を支援するようなことで取り組めないか。それから、自治体・関係省庁との仲介についても役割を果たせないかということを挙げさせていただいてございます。

また、なかなか活用が進んでいない自治体や地域の状況については、個別にもしっかり 把握して、施策を見直していくことも必要ではないかということで挙げさせていただいて ございます。

最後の3ページになりますけれども、取組基盤の充実ということで、取組に当たって下支えする環境を整えていくということで、1つ目としては情報の充実を挙げさせていただいてございます。個別の事業情報やいろいろな効果、あとは関係する主体それぞれにとってのメリットをしっかり整理して発信していくことが大事かということで、その情報を取りまとめていくのが①です。

②といたしまして、情報の活用機会ということで、整理されました情報をいかに発信していくかというところで、ウェブサイトを充実させたり、行政のデジタル化は急速に進んでございますので、そういった取組の中で積極的に活用していく。それから、ここで書かせていただいたのは、インフラの利用状況、維持管理情報といったものをしっかり発信していって、活用してもらうということ。あと、好事例、ノウハウ等については、しっかり分野所管省庁の垣根を越えてしっかり共有していこうということを挙げさせていただいてございます。

3番目、制度改善を挙げさせていただいてございます。民間の創意工夫等の発揮を促すための制度や運用の課題の把握、対応の検討に取り組めればということで、例えば事業者の柔軟な取組を可能とする性能規定を促進するとか、指標連動方式の活用とか、新技術、新たな知見を積極的に取り込めるような運用方法、規制改革、行政改革とも連携してPPP/PFIに係る制度の運用の改善ということで取り組めないかということ。それから、コンセッションやSPC株式の流動化の環境整備といったことにも取り組めればということを考えているところでございます。

こちらは1月28日の計画部会でも御議論いただいてございまして、資料2-6を御覧いただければと思います。詳細は割愛させていただきますけれども、様々な御意見をいただいてございますので、これをしっかり取り込んで、たたき台をブラッシュアップしていくということで検討しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

- ○飯島委員長 それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問をお願いしたいと思います。五十音順にこちらから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず、飯島委員、お願いします。
- ○飯島委員 御説明ありがとうございました。

単純な質問2点と、あと1点申し上げたいと存じます。

1点目は、資料2-1の4ページ目の5の中で、内閣府が支援した67件のうち34件が案件化とございます。内閣府が支援する対象をどのように選定したのか、そのうち半数は案件化していないということですが、それはなぜなのか、そういった点から今後の方針について得られたことなどについて、ごく簡単にお教えいただきたく存じます。

2点目は、資料2-5の1ページ目、(1)のモデル案件の形成の中で、最後に広域連携が出てまいります。今回、小規模自治体への波及ということで、小規模化も同時に重要なものとして掲げている中で、広域連携とは何を意味しているのか。小規模自治体同士のものなのか、あるいは地方自治一般でみられるような中核都市と周辺都市とのことを想定されているのか、ごく簡単に教えていただけましたら幸いです。

残りの1点ですが、資料2-3の3ページ、新たな目標の方向性の2で、社会的効果について測定する指標を設定してはどうかとあり、これは確かに必要だろうと思います。VFM が低下傾向にある中で、社会的効果をきちんと評価することも重要になると思います。

その中で、先ほど小林副大臣の御挨拶の中にもございましたけれども、デジタル田園都市構想やグリーンなどに関わってくるとなりますと、ほかの省庁との連携の中でどのようにしていくのか、特に地域でのアクターは重なる場合も多いかと思いますので、そういうところでも連携は必要になってくるかと思います。

同時に、連携を進めるとなりますと、PPP/PFIの固有の意味をどこに見いだすのかということもさらに問われることになるかと思います。そういった点から、指標の設定の難しさもありますけれども、何か検討されたことがありましたら御教示いただけますと幸いです。以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございました。

質問等については、最後にまとめて事務局からお答えさせていただきたいと思いますので、次に進ませていただきます。

上村多恵子委員、お願いします。

○上村多恵子委員 上村でございます。

今、総括レビューを聞いておりまして、もう10年、20年このPPP/PFIを続けてきて、いろいろな事例、いろいろな評価を見て、非常に感慨深いものがあります。よくこれだけの件数をこなしてきたなと思って、感心して聞いておりました。

その中で幾つか考えたこと、それから御質問をさせていただきたいと思います。

PPP/PFIは、まず、そこの地域の市民に支持されて、これは理想ですが、むしろ府民や県民、市民のほうからPPP/PFIでやってほしいというふうに持っていきたい。又、推進していくのには首長の意思が非常に大きいです。首長の考え方がどこにあるのかが非常に大きいので、どうしたら市民に伝わるか。この中にも表彰制度や広報ということが出てきておりますけれども、具体的にどのような基準で表彰をし、そして府民、県民や市民に伝わる広報をやってきたのか、やっていくのかというのは非常に大きいところでございます。それが全国展開していく、それこそそういうことを推進する首長さんを府民、県民、市民が選んでいくという好循環に変えていくにはどうすればいいのかなと思います。

もう一つは、バリュー・フォー・マネーの出し方です。PPP/PFIで公共から出すお金が少なくなる、その分民間資金に置き換わるというところが、実際に自治体のバランスシートにどのように反映されるのかは曖昧なのです。逆に市民としては、このように自治体バラ

ンスシートに寄与したのだという明確さが必要です。PPP/PFIをやることによって地方の 財務がこんなふうに改善したのだ、あるいは国の財務がこんなふうに改善したのだという ことが目に見えてきますと、これもPFIでやろう、これもPFIでというようになっていくと 思うのです。バリュー・フォー・マネーの出し方が、一応計算方針ではやるのだけれども、 実際の自治体のバランスシートはどこがどう変わったのかということは分かりにくいので、 それの見せ方の工夫ができないかということが2点目でございます。

3点目は、小林副大臣のお話にもありましたように、デジタルトランスフォーメーショ ンやグリーンなどにこれからのトラディションしていかなければならないわけですが、そ れにどういう形でPPP/PFIを絡ませていくのかというのは、一工夫、二工夫いります。ある いはイメージしやすいモデル例みたいなものが要ると思うのです。それをトラディション していくには、これからの社会に、これからその地域に必要だけれども、しかし資金面や 技術面、人材面で不足しているけれども、まずは必要なのだということがあって、PPP/PFI というのはあくまで手段であって、その時代、その地域に欲しい、けれども手に入れられ ないものをどのようなやり方でやり得るのか。PPP/PFIという手段ならば、手に入れられな いものが手に入れられるということなのです。20万人以上の人口のところのインフラ整備 に対しては、まずはPPP/PFIでやれないかということを考えることになりました。逆に、や らない場合は、なぜやらないかということを出させるということがあったと思うのですけ れども、これからアフターコロナで時代が変わっていくときに、いっぱいやらなければな らないこと、欲しいものが出てくるわけなので、これは魔法のつえではないけれども、今 の時代、みんなが欲しいけれども、どうやったらいいのかというときには、まずこの手法 を考えてもらうということが、そこの地域、時代に生きる人々にまず浸透するような広報 にもつながっていくことが大切だと思います。

以上でございます。

- ○飯島委員長 ありがとうございました。それでは、上村敏之委員、お願いいたします。
- ○上村敏之委員 関西学院大学の上村です。

今回、資料を提出させていただきましたので、その説明をいたしたいと思います。

その前に、事務局提出の参考資料2の10ページに都道府県別の実施方針公表件数が掲載されています。この図を見たときに、人口の多い都道府県でPFI事業の実施件数が多いなと思ったのですけれども、そうでもないなということが直感的なところでした。特に東京が69件で一見多いように思いますが、例えば大阪が81件で東京よりも多い、愛知県が69件、東京と同じです。さらにこの数字は国によるPFI事業も含まれていますので、括弧内が地方公共団体の数字になっています。そうすると、東京は32件で、大阪は68件、愛知は62件ですので、東京の数は激減します。本委員会の議論では、小規模自治体のPFI事業を増やそうという流れになっていますけれども、大規模自治体にもPFI事業を増やす余地があるのではないかという直感がありました。

その問題意識を基にして作成したものが私の資料です。図を2つ作りましたが、まず1つ目で、横軸が都道府県の人口で、縦軸が先ほどのPFI事業の実施件数です。ただし、1枚目は国の事業を含むものになっています。思ったとおり、都道府県人口とPFI実施件数にはプラスの相関があります。人口が増えると実施件数が増えるというのは、人口が多いと需要が増えるということだと、供給側からも説明がつきやすいと思います。

一次関数の回帰曲線を描いていますけれども、注目したいのは回帰曲線から得られる理論値と実際のPFI件数の差です。東京はマイナス20件になっています。つまり、東京の人口規模から考えると、あと20件あってもおかしくないということです。

回帰曲線の下側に注目すると、神奈川県が7.9、埼玉が8.1、北海道が4.9、茨城が5.1、岐阜が7.6、長野が11、群馬が10.3、福島が10.7というマイナスになっていますので、人口規模から考えるとまだ実施の余地がある。

一方、上側に注目すると、大阪が24.6、愛知が20.7、兵庫県が9.6、福岡が6.1、京都が5.7、岡山が6.0、佐賀が7.7ということで、人口規模を考えると、これらは非常に頑張っているということです。

全体的に分かることは、西高東低になっているのではないかということです。ここはさらなる分析が必要だと思いますが、2枚目の資料は先ほど違って地方公共団体の事業に限定した数字になっています。すると、西高東低の傾向はやや弱まってくるのですが、東京がマイナス35ということで、先ほどよりも多いです。なので、東京は本当はもっと実施できるのではないかということです。

ここで言いたいことをまとめますが、本委員会の全体的な議論の流れが、PFIをまだ実施していない小規模自治体に注目しようということになっているのです。それを否定するわけではありませんが、既にPFIを実施している経験がある大規模自治体にもまだまだ可能性はあるのではないかと思った次第です。

もちろんここでは大規模自治体と小規模自治体を分けた分析ができていないので、あまり確定的なことは言えないのですが、少なくとも関東圏に実施件数を伸ばす余地があるということは言えそうだと思います。とにかく東京は少な過ぎると思います。

地域プラットフォームの形成についても、西高東低になっていると聞いています。そして、データの活用ということで思ったことがありました。今回、最もシンプルな形で分析をしていますが、もっと詳細なデータをいただけるのであれば、PFIの実施件数が増える要因が分析できると思います。

第1に考えられるのは、周辺自治体または同じ規模の自治体がどのように影響するのかという、横並び意識の分析です。これは相互参照行動と言いますが、つまり政策としてそれが見られるのであれば、平均的な規模の自治体のPFIを増やすと自動的に増えてきます。

第2に考えられるのは、自治体の財政状況です。東京がこれほど少なくて、大阪がこれ ほど多いというのは、実は財政が厳しい自治体が積極的で、豊かな自治体が消極的になる かもしれません。 第3に考えられるのは、政治的要因です。首長さんや議会の政党の構成がどうなっているのかということも要因としてあるように思います。

とにかくデータが蓄積されてくると、何が要因になってPFIの実施件数が増えるのかという経済学的な分析ができる段階に来ていると思います。何が要因で件数が増えるのか、これらを明らかにして、EBPMで政策を展開することが重要になっていると思います。

あと、12月の意見交換会で申し上げたのですけれども、この資料をはじめとしてPFI実施件数が最終アウトカムのように本委員会は思っていないと思いますけれども、そのように資料が作り込まれている節がありますが、少なくとも私が関わっている自治体の現場では、PFIを実施することそのものが目的になっているわけではなくて、PFI導入によって何が実現するのかということが目的になっています。

PFIによってどのようなメリットが生じているのかを明確化して、メリットを誰もが分かるように可視化しないと、今後の取組においてそこは非常に重要だと思っています。先ほど上村委員も曖昧だと言われていましたが、まさにそのとおりだと思います。地方の現場を見ていると、地方の行政がPFIを導入しようとしても、議会の会派に十分にメリットを伝え切れていない場面が相当あります。議会側で慎重な意見が出たり、それを危惧する行政側が提案をちゅうちょするという場面はあると思います。優先的検討規程を策定しても、ちゃんと運営できているかどうか、私は結構疑問に思っています。

地方議会における地方行政の対応がボトルネックになっていないかどうか、地方の行政がしっかりPFIのメリットを強調できるような資料、エビデンスを国側で積み上げて説明していくことが非常に重要になっていると思います。その点も施策のほうで触れていただいていますので、ぜひ協力に進めていただきたいと思っています。

以上です。

- ○飯島委員長 北詰委員、お願いします。
- ○北詰委員 3つほど申し上げます。

1つ目は、多様な効果評価とか社会的効果の評価というキーワードが出てきたかと思います。それについての方法論がまだそれぞれの自治体で曖昧か、あるいは差があるのかなと思います。単純な市民満足度調査程度であれば大体のところはやっているのですけれども、例えばそれを定量的に価値評価することについて、学会ベースでは幾つか提案もあるので、そういったものを実現化するような方法を提示し、市民や地元経済から後押ししてもらうような方法論の具体的提示が必要かなということ。

あわせまして、もう情報化の時代が進んで、IoTやAIなどいろいろなものが出てきたのですけれども、いろいろなPFIを実施しているところに聞いても、単純な情報しか蓄積していない。例えば利用者の男女別、年齢別の数字ぐらいなのです。細かい施設別や時間別の稼働率や、どの地域の人が利用しているのかとか、利用者マーケティングに使えるような新しい企画提案に使えるような情報をほとんど集めていないのです。それがないと新しい価値や多様な効果評価ができるはずもないし、民間に新しい提案をしてほしいと言っても、

提案する人たちにとってその情報がなければ、相当想像でつくるしかなくなってしまうということですので、情報化についてはSociety 5.0なり、いろいろなことを言われているので、技術としてはあるはずなので、それを素朴に使うだけでも相当充実したデータを捉えることができ、そのデータは当然価値ですので、それで社会的効果をエビデンスベースで主張するいろいろなベースが出来上がることになるだろうと思います。まず、これが社会的効果とか多様な効果評価の一番のきっかけ、トリガーになるのかなと思いました。

2点目ですが、先ほど大きな自治体でもできるよというお話だったのですが、引き続き小規模自治体の話に戻りますけれども、身近な施設として公園・公民館・図書館が例として挙がっておりました。公園はPark-PFIがありますし、図書館もかなりいろいろな例があるのですが、公民館については、特に小さな自治体では本当にトラディションな使い方をされていて、従来型の公民館利用がようやくコミュニティーセンターとかに名前を変えて、法律の呪縛を大分切り離すことができるようになったのですけれども、そこでの利用イメージは、市民と一緒になって発展させていかなければいけないタイプのものになります。市民あるいはNPOやボランティア団体とどのように協働していくことを指してPFI上のバリュー・フォー・マネーと呼ぶかということも重点的に言わないと、公民館利用のPFIは進まないだろうし、何なら会議室利用だとか施設利用は民間施設でも十分にやっているところがありますので、こことの垣根を取っ払って、民間施設と公民館利用を組み合わせたような形で提案してもらうような、官側の柔軟な対応がないと、小規模自治体における公民館のPFIはなかなか難しいだろうなと思いますので、そういった点が重要かと思います。

3点目、中小の自治体が一番気にする、いわゆるそういった取組をやったときに外部に経済効果が流れていってしまわないかという点なのですけれども、いろいろなところにお伺いすると、道の駅でも何でも結構なのですが、例えば地元産品を使ってやるといっても、地元産品の経済流出分はちゃんとトレースできていないのです。環境のフットプリントなどでもそうですけれども、目の前にキュウリがあったら、それは地元産品だと分かるのだけれども、その背後に、いろいろそこに至るまでの経済波及効果みたいなことを考えると、相当程度経済が外部に流れているということがなかなかトレースできていなくて、結局疑わしいとされる。

また、公務員の一人の人間が複数の業務をやっているような中小の自治体の人たちにPFIでやってもらうような新しい能力の人材育成をやるといっても、そんな時間もないし、そんな人を派遣することもできないと。ある小さな自治体の職員の人材育成をやるというのは無理だけれども、例えば同じような規模の町村が周辺に5つか6つぐらいあるか、そこでAという町は何とかという人材を育成します。Bという町は別の何とかという人材を育成しますといって、ちょっと広い範囲の小さな町村で分担して人材育成することで、結果的にPFIができるようになるというイメージまで持たないと、公務員数の少ない、1人当たりの仕事を複数抱えている人たちに新しいPFIのノウハウをやってくださいと言っても、それは無理ですと言われて終わりというところがございますので、そういった工夫が必要

になるのかなと思いました。

以上です。

- ○飯島委員長 ありがとうございました。 それでは、倉斗委員、お願いいたします。
- ○倉斗委員 倉斗です。よろしくお願いいたします。

私は、先生方のように専門的にPPP/PFIを研究している立場ではないのですが、市民側もしくは地方の小さな自治体の委員という立場で、肌感覚的にPPP/PFIをどう捉えているのかということを少しお話しさせていただければと思います。

今回のテーマも地域に活用を拡大していくというお話なのですけれども、PPP/PFIに対して市民もそうですし、行政側もまだ理解が進んでいないという感覚は非常にいたします。イコール民営化という考え方で捉えてしまう場合も非常に多くありまして、例えばPark-PFIなどが分かりやすいのでよく事例に出てくるのですのですけれども、若い方々は、そもそも公共施設への関心が非常に低く、利用しているという感覚もあまりないということで、公園や図書館にすてきなカフェが入ってくれるならばいいではないか程度の理解であったり、公共施設の中でも特に公民館のような場所をよく利用されている比較的年配の方々は、逆に民間が入ってくることで使用料が非常に高くなってしまうのではないかとか、サービスが落ちるのではないかということをまだ不安に思っているという感覚が実態的な部分かと思っています。

そういった進まない一つの理由としては、そういう理解が進まない中で、市民感情を丁寧に扱い切れているのかというところが一つあるかと思っています。先ほど北詰委員がおっしゃっていたように、地方の市議会等からの反対を受けるというお話もよく行政から伺うのです。それは実際に受けている場合もありますし、受けるであろうというような推測的な部分でおっしゃっているところも非常に多いなと思っていまして、PPP/PFIを市民レベルでどう浸透させるかは非常に大きな課題だと感じています。

先ほど先生方も口々におっしゃっていましたように、PPP/PFIはあくまで手段であるというところがまだ伝え切れていないことの一つだと思っています。お金がないから民間にやってもらうんでしょうみたいな感覚で捉えていることも多くありまして、そうすると、今、私も関わっている非常に小さな村の行政の中で、公共施設をPPP/PFIで検討してみようということが始まってはいるのですけれども、いろいろ詳しい方が説明してくださればくださるほどメリットしか聞こえてこないというところで、逆にそんなにおいしい話があるのかという捉え方もされてしまうのではないかと思います。

よく個別に御質問される方の中では、でもデメリットもあるでしょう。そこを誰も言ってくれないということを不安に思うというようなお声もありまして、メリットの可視化という話もあって、非常にそのとおりだと思うのですけれども、一方でどのようなデメリットがあるのかということも両方併せてあげないと、なかなか不安が拭えないのかなというところもありますし、民間サービスとしてやっていただけるということは一時的にいいか

もしれないけれども、こんな小さな村で人もそんなにいないのに、もうからなかったらいなくなってしまうのではないかみたいな不安をどう払拭してあげるのかという辺りが非常に丁寧に対応すべき部分なのかなと感じました。

一方で、関わっている中でうまく回ってきているなと思うPPP/PFIの事業を見ていますと、かなり初期の段階、事業が決まった段階から多くの市民を巻き込んで、しかも若い世代、現役世代の人たちを巻き込んで、民間も、行政も、市民も、一緒に公共施設をつくっていくのだよというような文化的なものを育てているところは、比較的すんなりと、あまり恐れることなく、民間が入ってくることに対して町もプラスのメリットとして感じている部分もあると思うので、国のレベルで決めていくのは非常に難しいことなのですが、浸透させて、一つ一つ根づかせるというところになってくると、きめの細かい部分が実は成功の秘訣であったり、普及させることのポイントになるのかなと思うので、そういった好事例をなるべく集めて、先ほど事例集というお話もありましたが、丁寧に扱うことが大事かなと思いました。

長くなりましたが、以上です。

- ○飯島委員長 ありがとうございました。
 - 谷口委員、お願いいたします。
- ○谷口委員 御説明、どうもありがとうございました。

1つ感想と1つ質問なのですけれども、先日遅ればせながらワイズマンの『ニューヨーク公共図書館エクス・リブリス』というドキュメンタリー映画を見たのです。先ほど倉斗先生がおっしゃっていたことにも関係するのですけれども、日本では財政的に厳しいから民間活力を取り入れるという官側の論理で進められている側面が強いように感じていたので、このドキュメンタリー映画を見てすごく衝撃を受けたのです。

この図書館も、基本的にはニューヨーク市からのお金を基に運営しているのですけれども、それは6割ぐらいで、残りは民間の出資とか寄附で成立しているということで、公共図書館の取組に賛同する民間の支援で例えば貧困対策や教育の支援など、いわゆる公的なプロジェクトが実施されていました。

先ほどの事務局さんの御説明の中でも、例えば民間の創意工夫の発揮を促すための制度や運営の課題の把握と対応とか、民間の創意工夫の発揮を促すみたいな、ちょっと上から目線というか、国の政策なので仕方のない話だとは思うのですけれども、官が主導というのが日本の特徴なのだなと思って伺っていました。少なくともニューヨークの公共図書館は公共と民間が対等な立場なのです。文化が違うと言ってしまえばそれでおしまいなのですけれども、本当の意味のPPPとは何なのか、どうあるべきなのかということをすごく考えさせられましたというのが感想です。

もう一つが御質問なのですけれども、資料 2-3 の何ページかは分からなくなってしまったのですが、推進方策のPDCAで 5 年で中間評価とおっしゃっている箇所があって、この評価が振るわない事例についてはどのように対応されているのでしょうかというのが質問

です。うまくいった事例をPRするというのも重要だと思うのですけれども、うまくいかなかった事例を分析して、うまくいかなかった、思ったようにいかなかった要因を抽出して公表する。こういうふうにやるとあまりうまくいかないと。逆に、こういうふうにやらないとうまくいくということもあるかもしれないですけれども、そういった仕組みはあるのでしょうか。PFIやPPPを活用するか否か、そこの取っかかりの問題ももちろんあるのですけれども、本当の意味でのPFIの成否の要因を分析するというか、先ほどの上村先生のデータ分析はすごく興味深く拝見して、ああいう定量分析ももちろんとても重要ですし、北詰先生がおっしゃっていたみたいなマーケティングにも使えるようなデータ取得というのは本当にそうだなと思って伺っていて、さらに定性的な分析というか、量でなかなか測れないような分析とかも重要になると思うので、まず、評価が振るわなかった事例についてどのように取り扱われているのかというのが質問です。

以上です。

- ○飯島委員長 それでは、各委員の御発言を踏まえて、御欠席の柳川計画部会長に代わり、 山口部会長代理、何かございましたらお願いいたします。
- 〇山口委員 それぞれの委員の先生方、専門的な見地から具体的かつ貴重な御意見、御提言を賜りまして、誠にありがとうございました。

私は計画部会の構成員でもありまして、私も発言しましたが、計画部会で挙がっていた 意見とは異なる意見をいただきましたので、ぜひ、次回の計画部会で反映をさせていきた いと思っています。

私から意見を言わせていただきたいのですけれども、推進の方向性と推進施策については既に計画部会で申し上げていますので、ここで1点指摘したいのは資料2-1のVFMの低下というところです。低下傾向については、1つは競争性が低下しているから低下しているのではないかと感じられる部分は当然あると思うのですけれども、それ以外にVFMが低下する要因としては2つあると思っています。

1つは、もともとVFMの計算のベースが特定事業選定時におけるPSCなのです。このPSCを100とした場合に、そこから何%下がるかで見ているのです。ただ、案件がどんどん増えてくると、そもそも公設公営の件数が減っていくわけです。一方でPPP/PFIの件数が増加してきますので、結局たらればの数字になってしまって、公設公営のPSCの数字の信頼性、見積りの信頼性がかなり低下しているのではないかというところは感じています。ですので、特定事業選定時におけるPSCにこだわってパーセンテージを見るというのは、あまり適切ではないのではないか。どちらかといえば、特定事業選定時のPFILCCをベースにして、それに対して事業者選定時のPFILCCがどの程度下がったのか。下がっていないとした場合、競争性がどうなのか。応募者が1者しかないとか、何者かあるかというところで見ていくほうが適切なのではないかと思っています。

もう一つ、VFMが低下する要因として一つ考えられるのが、いわゆるオーバースペックの 問題です。案件がどんどん増えてくると、基本的にコンサルさんが要求水準書とか落札者 決定基準、優先交渉権者選定基準など、ある程度基礎資料を作っていくのですけれども、前の案件が出てきて、こういったものがあるというと、要求水準書とか落札者決定基準にどんどん反映されてしまう。ですから、要求水準書に盛り込む内容が増えて、落札者決定基準で審査する項目で提案を求める箇所はかなり増えてくる。そうすると当然オーバースペックになりますので、その分、事業者は金銭面に反映させることになりますので、金額の面でのVFMは出にくいということがあります。

ただ、要求水準や落札者決定基準はあくまでも自治体側が事業者に対してこういったことを求めるのだというところですので、それが適切であればそれはそれで問題ないと思っていますので、その場合、金額のVFMだけで見るのではなくて、先ほどから他の委員の方々からも御意見がありましたように、多様な評価軸をきちんと整理していただいて、そこで定性的なVFMをきちんと評価していく。それを併せて見ることが重要なのではないかと思います。

私からは以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

最後に私からも意見を述べさせていただきたいと思います。

PPP/PFI推進アクションプランの総括レビューでは、PPP/PFIの課題がよく整理されていて、今後の方向性、推進施策に関してよくまとまっているなと思っています。引き続き、地方自治体や民間にとってPPP/PFIが取り組みやすくなるように、対応をお願いしたいと思います。

コロナ禍からの回復、岸田政権が掲げる新しい資本主義での成長と分配、そして財政健全化はいずれも実現しなければならない難しい課題であります。その中で、行政サービスの効率化と質を両立するための手法として、PPP/PFIを有効活用することが重要になると民間としても思っております。

ただ、忘れてはならないのは、コロナ禍がPPP/PFI事業者に与える影響であります。計画 当初より需要や収入の見込みが大幅に乖離している事業が多数あるのではないかと思って おります。政府が20年7月の時点で基本的にコロナは不可抗力であるとの指針を出された ことは大変評価しておりますが、政府にはPPP/PFI事業者への継続支援をいただくととも に、事業への影響について丁寧にフォローアップいただき総括されることを望んでおります。

その中で、事業者によってPPP/PFIだからリスクが低減されたとの事例があれば、今後、新規に検討される自治体や民間にとっても大いに参考となるのではないかと思っております。

PPP/PFIの促進には、民間の活力を打ち出すことが大切ですが、そのためには、皆さんがおっしゃっているように、事業に民間の参入を促す魅力やインセンティブが不可欠であり、一定の規模感と規制緩和を追求することではないかと思っております。

先日、三井物産、当社は東京建物ほかのコンソーシアムの一員として、東京都初のPark-

PFI活用候補事業である都立明治公園整備事業への参画を発表いたしました。これは都市公園法改正により規制が緩和され、民間事業者として展開する事業の柔軟性が増したことがきっかけとなりました。公園に魅力的なカフェなどのテナントを設置して人流を増やすこと、これは冒頭に小林副大臣もおっしゃいましたように、イベント収入や町全体の不断の価値向上により、テナント収入の増加にもつながり、周辺事業展開や公園施設の再整備、安定運営を目指すよい案件ではないかと思っております。

いずれにせよ、PPP/PFI推進には、添付2-4、2-5に記載されている各施策を、より 具体的に詰めていくことが必要ではないかと思っておりますので、事務局にもその点をよ ろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

それでは、皆さんからいろいろ御質問、御意見をいただきましたので、事務局から回答 させていただきます。よろしくお願いいたします。

○福永参事官 各委員の皆様、ありがとうございます。

時間の都合もございますので、簡潔な御回答となりますが、詳細については個別に御相談させていただいたり、今後のアクションプランの中身への反映という形も含めて対応させていただきたいと思います。

まず、幾つか御質問がございました中で、飯島委員のほうから御質問がございました支援対象の関係でございます。ちなみにほかの省庁でも支援しておりますが、内閣府のほうでは複数の省庁にまたがるような複合的な案件と施設が基本的な対象で、それについて募集を行って、応募があったものの中である程度検討の熟度がありそうなものを選定基準として選んでいるところでございます。67の案件のうち、まだ半分程度でございますが、御承知のようにPFIの内閣府の支援は最初の導入可能性調査の段階でございまして、案件に行くには導入可能性調査の結果を経て、実際により詳細な検討に進んだりというところもございまして、時間的にまだ案件に向けた検討途中のものも多いのではないかと考えております。

一方で、案件化しなかったものの教訓は、ほかの委員からも御指摘がございましたが、 経験を積んでいる中で、うまくいかなかったものというところからこれから何を学んでい くかが非常に大事であると考えておりますので、そこはより丁寧に細かく把握しながら進 めていきたいと思っております。

広域連携と小規模自治体との関係は、私どもがイメージしておりましたのは、1つはバンドリングという形でそれぞれの市町村で規模の小さい施設を複数まとめることによって、 民間としての事業性が出るのではないかというところも念頭に置いておりました。

先ほど北詰委員からも御質問がありましたように、担い手という意味でも、広域的な意味で人材をプールする必要があるのではないかというような御意見がございましたので、 そうしたことも含めて検討していきたいと思っております。

あと、谷口委員のほうから、5年で中間評価という御質問がございましたけれども、こ

ちらのほうでイメージしているのは個別事業の中間評価ではなくて、今回アクションプランで定めていく各府省、内閣府が取り組んでいく施策の中で、その施策がどのように進捗していくか。例えば優先的検討規程の策定を進めていくとか、地域プラットフォームをより広げていきたいということも考えておりますが、そうしたものがどう進んでいるかということを5年で中間評価したいという考えでございます。これは個別事業ではなくて各府省の取組の中身というイメージでございます。

山口委員のほうからもVFMのお話がございました。VFMが下がっているのはなぜかというところについて、私どもはまだ明確にこれだと見つかっていないのですけれども、山口委員が御指摘のような、平均的な応札者の数が経年的には減っているのではないかということ。あと、背景は同じだと思うのですけれども、1件当たりの事業規模も経年的に小さくなっているのではないか。これは恐らく事業件数が増える中で、小規模な事業が増えてきた。小規模な事業が増えるとVFMとしての削減できる余地が少ないのかなと。固定費の変動的な部分が、事業規模が小さいと工夫が難しくなっているといったことがあるのかなと思っておりますが、引き続き御相談もさせていただきながら、分析を深めたいと思っております。

同じようなところで、価値をどう見るかという御意見が多かったかと思います。これまで委員の御指摘が様々ございましたように、PPP/PFIが手段と考えたときに、それぞれの施設自身の設置がもたらす目的、効果みたいなものは、これまではそれぞれの施設を所管する施策のほうで取り扱うところであって、PPP/PFIの手段としてというと、財政効果みたいなところを重視してきたのかなと感じております。

ただ、PPP/PFIは当然公的負担の軽減だけではなくて、良質な公共サービスの提供というところもあるわけでございまして、何が良質な公共サービスかというのがそれぞれの施設によって異なるので、施設類型ごとにどう見るかとか、すごく難しいところはあるのですが、一般的な評価がどこまで行けるかはさておき、まずはVFM以外の効果、PPP/PFIだからこれだけうまくいったとか、これだけよりいいことがいいできたということをより丁寧に集める、あるいは集めたものをしっかり発信していくという形で、私どももどうしてもこれまでのPPP/PFIについてのアピールが財政の削減効果に重きを置き過ぎていたかなというところもございますので、それ以外の効果をしっかり集めていくということは御指摘どおりだと思いますので、そういったことを次に取り組んでいきたいと思っております。

最後ですが、民間事業者との関係の中で、これまでどうしても民間事業者の方からの御提案というよりは、まずは行政がこういったことをやりたいという中で、手段としてPPP/PFIがあったと思うのですが、これからより双方向で、行政に対して民間からこんなことができるのではないかということを働きかける。極端に言えば、行政としては事業をやるつもりはなかったのに、ここでより民間の力を使ったPPP/PFIができるのではないかといったことも大事になってくると思っておりますので、それを受け止められるよう、自治体によってはまさに定期的に提案を受け付ける窓口をつくっておられるところもございま

すので、そうしたところを広めていくとか、そういった施策も考えていきたいと思います。 簡単ですが、以上でございます。

○飯島委員長 それでは、よろしければ質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見を踏まえ、計画部会において今後検討を進めていただければと存じます。

続きまして、議事(3)小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について、事務局より説明をお願いします。

○庄司企画官 資料3-1を御覧いただければと思います。

1ページを開いていただきますと、小規模自治体における活用促進に向けた優先的検討 規程の策定・運用に関して、これまでの経緯、今年度の取組を整理してございます。

昨年6月に改定いたしましたアクションプランでは、新たに人口10万人以上20万人未満の団体に対して優先的検討規程の策定を促すということと、人口20万人未満の地方公共団体に対し、PPP/PFIの導入が進まない要因を踏まえた重点的な施策や積極的な支援等を行うことが位置づけられております。

また、人口10万人未満の団体を念頭に、実態に合わせた優先的検討規程の策定、運用の 手引きの作成に今年度取り組むということを掲げてございます。

こういった経緯を踏まえまして、今年度の取組といたしまして、下の青囲みのところでございますけれども、優先的検討に係る先進的な取組等に関する団体へのヒアリング、人口10万人未満の団体における活用を念頭に置いた「優先的検討規程の策定・運用の手引き」の改定、20万人未満の団体におけるPPP/PFI導入促進に向けた施策の方向性の整理を進めてまいると考えてございます。

次のページをお願いします。

運用上の課題と現状を整理してございます。

まず、優先的検討規程の策定状況、PFI実施率でございますけれども、令和 3 年 3 月時点で198団体で優先的検討規程が策定済み、人口 20 万人以上の団体における策定は75%に上っていますけれども、人口 $10\sim20$ 万人の間では14%、10 万人未満の団体ですと 2 %となってございます。

優先的検討規程を策定済みの団体ですとPFI事業の実施率が高い傾向が出ておりまして、 未策定団体のPFI事業実施率が13%であるのに比べますと、策定済み団体のPFI事業実施率 は60%という現状が明らかになっているところでございます。

そういった中で幾つか課題を挙げさせていただいているのがその下のところになります。 まず、優先的検討規程策定に係る課題ということで、昨年秋頃に各自治体にアンケート 等を行いまして、その状況を取りまとめたものでございますけれども、人手の不足、ノウ ハウの不足、民間事業者の確保への不安を理由に挙げている団体が多くなってございます し、人口規模が小さい団体ほどこれらの理由を挙げる割合は高くなってございました。 また、未策定の理由として、有効な事業がないと挙げている団体がございましたが、どういった根拠で挙げているかを問うたところ、事業者の参画ニーズを把握する手段がなく、有効性が分からないといった答えが最多を占めている状況もございました。

優先的検討規程の運用に係る課題ということでアンケート等を行ってございますけれど も、策定しているのですが、優先的検討が行われなかった理由といたしましては、対象と なった事業がなかったという回答が最多で、これも人口規模が小さくなるほど、この回答 を挙げる団体が増えているという傾向がございました。

PPP/PFI推進に際しての全体的な課題ということもアンケートをしておるのですけれども、事業への理解やノウハウの不足、人手の不足を挙げる団体が、どの団体規模においても最も高いという状況も示してございました。

また、民間事業者が少ない、確保できるか不安、有効な事業が少ない、地元企業の活用 困難といった選択肢については、団体の人口規模が小さくなるほど選択される傾向が増加 しているということも見てとれる状況でございました。

これを踏まえまして、次のページでございますが、事業推進部会のほうで優先的検討規程の策定・運用の手引きの見直しの方向性を整理してございまして、いかに負担を減らすか、対象案件を増やしていくか、推進していく上での体制をしっかり構築すること、民間事業者のニーズの把握、地元企業の参画をどうやって促していくかといったことについて、整理の方向性を掲げているところでございます。

次のページをお願いします。

こういった手引きの見直しの方向性に対しまして、より詳細に参考になるような事例や 自治体が抱えている課題の状況、対応の方向性を把握するためにヒアリングを進めるとい うことで、先月、令和4年1月にこういったヒアリングを進めてまいりました。事業推進 部会で掲げました実施方針というところで、ヒアリングにつきましては優先的検討規程の 策定の部分、運用の部分でどのような工夫をしているかということも含めていろいろ聞く ことにしてございます。

次のページをお願いします。

ヒアリング対象ということで、人口10万人未満でも、まだ策定率は低いのですが、優先的検討規程を策定して、運用して、PFI事業の実施につなげている団体がございますので、そういったところを対象に、参考になる事例を聞いていこうということ。

先ほど掲げました見直しの方向性に対して、いろいろな工夫した取組を行っているというところが聴取できておりますので、それについて工夫のポイントとかを聞くという観点から、対象案件の拡大や、推進体制をどのように構築しているかとか、自分の企業の参画をうまく進めたといったことを聞くということもやってございます。

一方で、なかなかうまくいっていないような団体についても、その状況、背景等を聞き 取るようなことでヒアリングを進めてまいりました。

今、このヒアリング等の結果を取りまとめているところでございますので、これを取り

まとめまして、事業推進部会で手引きの見直しの案を御提示いたしまして、審議をお願い しようと考えているところでございます。

また、資料3-2ということで、前回事業推進部会でいただいた意見を簡単にまとめて ございますが、こちらについてもまた事業推進部会の議論に反映して、進めてまいりたい と考えているところでございまして、説明は割愛させていただきます。

説明は以上となります。

- ○飯島委員長 それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問をお願いします。先 ほどと同様に、順次こちらから指名させていただきますので、よろしくお願いします。 まず、飯島委員、お願いします。
- ○飯島委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

先ほどの議題と重なるところもあるかと思いますので、1点のみにさせていただきます。 人口規模のところで、小規模で10万人という区切りをしていることにつきまして、数で 言いますと全市区町村の中で8割以上が10万人未満というところに含まれると思います。 もちろんヒアリングなどに際して選択されていると思いますが、1,400以上の自治体をど う捉えていくのか、見えにくいところもあります。これはPPP/PFIを何のために推進するの かとも関わってくるかと思いますが、進め方などについて、既に御説明いただいている部 分もございますけれども、重点化あるいは優先順位づけなどがございましたら補足的に御 説明を頂戴できますとありがたく存じます。

以上でございます。

- ○飯島委員長 続きまして、上村多恵子委員、お願いします。
- ○上村多恵子委員 上村でございます。

優先的検討規程が小規模自治体にもというところで、これも手間がかかるかもしれませんけれども、日本の中で非常に身近なこれぐらいの人口規模のところでPPP/PFIを推進するということでいいと思うのですが、この中に金額的目標が入っていないのですけれども、全体的にも、これからの10年をどうするかというところにも金額が入っていないのです。当初は多少野心的ではありましたけれども、コンセッションも含めて、金額的な一つの目標値を置いたと思うのです。今回、小規模の自治体であるということ、そして、PPP/PFIの中でも指定管理だとかというものも多く含むのでしょうし、ある程度公共の資金割合が多いものもあるから金額的なものがあまり入っていないのかもしれませんが、PPP/PFIは、1つには地域活性、経済成長、財政制約をどう全うするかという大きな課題がありますので、ここは一つ金額的目標も同時に挙げていただきたいと思います。その点について御質問させていただきたいと思います。

以上です。

- ○飯島委員長 続きまして、上村敏之委員、お願いします。
- ○上村敏之委員 関西学院の上村です。

ヒアリングをするということで、とてもいい機会だと思うのですけれども、ヒアリング

の仕方に工夫をする必要があるかなと思います。小規模自治体ということなので、恐らく PPP/PFIのことをあまりよく分かっていない自治体があると思うので、この機会にヒアリングで啓発をしていくという工夫をするのが重要かなと思います。いきなり専門用語をぶつけられても答えるのが非常に難しいと思うのです。なので、PPP/PFIをするとこういうことになりますよという工夫をしながらヒアリングをすると、より導入してみようかなというようなインセンティブにつながっていくのではないか。この機会をうまく捉えることが非常に重要かなと思いました。

もう一つ、問題意識として、私は優先的検討規程を策定済みだけれども実施していない 自治体を幾つも知っています。そこのボトルネックはどこなのかということはきっちり調 べてください。よろしくお願いします。

以上です。

- ○飯島委員長 続きまして、倉斗委員、お願いします。
- ○倉斗委員 ありがとうございます。

資料3-1の御説明の中で、12ページの人口10万人未満の自治体のところで、対象となった事業があるとかないとかというお答えがありましたが、対象となった事業がどのように説明されていたのか。説明を聞き逃しているかもしれないのですけれども、そこが疑問に思いました。

というのは、この事業は対象になるなという判断自体、自治体がするものだとすると、これはPPP/PFIにはできないのではないかというような判断がふさわしい判断なのかどうかというところも含めて考えないといけないのかなと思ったので、この定義といいますか、対象となる事業がどのように説明されていたのかという部分をもし聞き逃しでなければ、御説明いただければと思いました。

以上です。

- ○飯島委員長 谷口委員、お願いします。
- ○谷口委員 御説明ありがとうございました。

特にこれといって質問はないのですけれども、小規模自治体ということでぱっと思い出したのが、茨城県の境町という人口が2万4000人ぐらいの町がPPPやPFIを活用してすばらしい取組をたくさんされているのです。そういう方法があるということを知っている自治体と知らないで活用できない自治体の格差というか、あなたのところは駄目だよと言うのもどうかと思うのですけれども、活用するとこんなにいいことがあるし、人口も増えるし、子育て世代からも選ばれるよみたいなことをぜひPRしていただければなと思って伺っておりました。

以上です。

- ○飯島委員長 続きまして、山口委員、お願いします。
- ○山口委員 御説明ありがとうございました。

私は事業推進部会の構成員でもありますので、1点だけ意見を述べさせていただきたい

と思います。

資料3-1の最後で、作成の手引きと運用の手引きの現状のものがあるのですけれども、 運用の手引きの部分で、第2章が「PPP/PFIの推進に向けて〈応用編〉」で、前回の推進ア クションプランの考え方を反映させているということですので、今回新たに10年間のアク ションプランをきちんと定める。そうした場合、恐らくそれがここで反映されることにな ると思います。その部分の整理は時間がかかると思いますので、今回の反映ではなくて、 次の段階でもう少し丁寧に反映をしていただけたらなと思います。

先ほど御意見もありましたが、策定したけれども実際に運用に至っていない自治体が結構ある。この一つのボトルネックは、運用の手引きのボリュームの多さにあるのではないかというところもありますので、事業推進部会でも申し上げたのですけれども、10万人未満、非常に規模の小さい自治体ですと、応用編に当たる部分はほとんど該当しないというところがありますので、規模の小さい自治体向けの運用の手引きと、実際にある程度規模が大きくて、いろいろなことができるような自治体の運用の手引きは分けて整理するということも必要なのではないかと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

各委員の御発言を踏まえ、北詰事業推進部会長、何かございましたらお願いします。

○北詰委員 事業推進部会長の北詰です。

山口先生に全部お話しいただいたのであれなのですが、皆さん、御意見をどうもありが とうございました。

事業部会としては2つのテーマがあるので、そのうちの小規模自治体のPPPについてで ございます。

多くの先生方から御意見を伺ったのですけれども、つまるところ、例えば40万、30万の 規模を20万といったときの課題とか問題の延長線上に10万というのが本当にあるのかとい うところは、要するにないという認識なわけです。20万をやったときにいろいろ抱えた問題とか解決してきた問題を、同じ延長線上に取組を増せば10万も解決できるかということ はどうやらなさそうだという認識で、だからこそヒアリングもやり始めているというとこ ろがございます。

多くの先生方に御指摘いただいたような構造的な問題の変化を見失わないようにしなが ら、この事業推進部会を進めていきたいと思っておりますというのが 1 点。

もう一つ、同じことなのですけれども、小さい自治体にすると、件数目標といった、えてしてPFIをやることが目的化してしまわないかという部分について、より気をつけなければいけないというのが御指摘の中の一つの感想です。例えば対象事業がないというアンケート結果で、対象事業がないのであればやらなくていいではないかというそもそも発想について、それでもよく調べてみたらちゃんとあるよということを取り上げるならばいいですけれども、そもそもそんなことをしなくていいところに無理やりねじ込んでもしよう

がないという辺りについては、ちゃんと区別しながら進めていく必要があるという辺りを、 御指摘を踏まえながら聞いておりました。

事業推進部会もいろいろと課題を抱えておりますけれども、御指摘を踏まえて方向性を 間違えないように進めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。

最後に私からも意見を述べさせていただきます。

人口10万人未満の地方公共団体で優先的検討規程を策定している団体は11%にすぎず、 まだ1,585の団体が未策定とのことですけれども、規程の策定自体が目的化してはならず、 あくまでもどうすれば小規模自治体がPPP/PFIを実施できるかが大事だと思っております。

PPP/PFIの理解不足や人手不足が理由とされていますが、各小規模自治体任せで個別対応を求めていくことには限界があり、推進加速のためには、ベクターの力を活用することも一案ではないかと思っております。

例えば他地域での成功事例を基に類似事業をピックアップし、各地方自治体がアンケートや入力フォームに必要事項を入力すれば、PPP/PFI事業化の可能性が即座に分かるような簡易モデルやアプリなどの導入が検討できないかといったことを考えておりますので、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

それでは、これまでの御意見について、事務局から回答を簡潔にお願いいたします。 ○福永参事官 委員の皆様、御意見ありがとうございます。

いただいた御意見を踏まえまして、事業推進部会の先生方の御指導をいただきながら進めていきたいと思います。

御質問等がございましたうち、対象事業は自治体が定めることになっておりまして、自治体ごとに目安として私どもはこれまで建設費10億円、維持管理費が毎年1億円であれば効果が出るのではないかということを示しておりましたが、身近な施設ということも含めて、これからより効果が出るハードルが下げられないかということも検討していきたいということでございます。

また、上村多恵子委員からありました目標の件は、先ほど説明が不足しておりましたが、本日御議論いただいたものはアクションプランの全部ではございませんで、その一部のパーツでございまして、最終的にはこうした施策を進めた上で、取り組んだ上で、事業規模目標はどれぐらいを目標にするかということも含めて、アクションプランとして示していければと思ってございます。

以上でございます。

○飯島委員長 それでは、よろしければ質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見を踏まえて、事業推進部会において今後検討を進めていただければ

と思います。

本日の審議は以上となりますが、御出席いただいた小林副大臣から、何か御感想等がご ざいましたら、お願いします。

よろしくお願いします。

○小林副大臣 皆さん、本当にありがとうございました。

何より、大変うれしい気持ちになりました。それぞれの専門性に満ちた中から、大変建設的で前向きな御意見をたくさんいただき、これほど熱量の籠もったお話をいただける会議はないと思っておりまして、皆さんの熱量でここまで引っ張ってきていただいたのだと思っています。

あわせて、事務局の皆さんも相当頑張っていただいて、アクションプランは年末までに 考えていたものを、年始にかけて相当リバイスをかけていただいたと思っています。かな り良いものに仕上がってきて、委員の皆さんからも大変前向きな評価をいただいたと思い ますが、一方で、もう少し改善すべき点も具体的にいただいていますので、もうひと頑張 りして良いものに仕上げていければと思っています。

いろいろ御意見はあったと思っていますが、1つは北詰委員からの小規模のところです。 やはりこれまでの延長線上にはないということだと思っておりまして、総務省と連携して、 小規模のところの人材不足や知恵不足を、どのように共通インフラのようなものを支えて いくかということは、そろそろ知恵を出さないといけないと思っています。

私は去年までワクチン担当の補佐官をやっていたのですが、ワクチン接種事業も一部事務組合のような形で共通化して5つの自治体が共同でやっているところもあったのです。特殊なノウハウが必要なものを一体でやってみて、全体の資産管理をしていくということも本来はやらなければいけないのだと思うのです。これは自治体の頭を合併するという話とはまたちょっと違うやり方が本来あるのだと思っていて、それをこのPPP/PFIの世界で生み出していけるか、地方公共団体のインフラ管理はどうするのかということは、これから間違いなく出てくる問題だと思っています。

そういう話をするためにも、PPP/PFIの価値は何だったのかという話が今日の議論にあったと思います。財政的な話もそうなのですが、地方を持続可能な町にしていくためには、ある種、必須のコンテンツになっていくということだと思ってもらえると思いますし、私は倉斗委員のおっしゃった話は大変共感できて、PPP/PFIをやるプロセスの中で官民の新しい関係性が生まれて、主体的に取り組む市民が増えるというような、ある種ハードには見えない価値が出てくると思っています。

私も地元の河川敷にスケボーパークとバーベキュー場を国交省さんの法律を使ってつくったのですが、これも市民主体でやってもらうことによって、ものすごい主体性が生まれるのです。こういうものを生み出せる手法でもあるということで価値は出せると思っていますし、もう少し簡単に、人流の増加みたいなものは経産省さんがつくったRESASを見ると、経年で人流がどれぐらい変わったのかということはかなり細かいメッシュ単位で見られた

りするということがあると思っていますので、価値をもう一回再定義するチャンスが来て いると思っています。

なぜなら、今日もこの会議に新資本主義の皆さんにも来ていただいているとおり、政権としてもコンセッション、PPP/PFIはど真ん中だという感じがあるのです。今回来ていない総務省とデジタル田園の事務局の方に次から来てもらえるように、ここは我々が政府内で根回しをする必要があると思っています。

山口委員から御指摘いただいたように、評価をデータできっちりやることが次の取組につながっていくということだと思うので、そこの見直しも一汗かかなければいけないと思っています。

最後に、公民館は私の思い入れもあって入れたのですが、調べると公民館はコンビニよりも数が多く、必ずどの自治体にもあるのです。しかも1件1~3億円かけて、あの四角い建物をひたすら量産しているのです。これを地元のカフェとか、別に携帯電話ショップでも良いし、シェアオフィス型でも良いのですが、民間事業者がつくると、これは間違いなく3億円よりも圧倒的に安くできて、そこに太陽光パネル、蓄電池がついていて、スマホでネット予約ができるとなると、デジタル田園都市の象徴がいきなり出来上がって、市民もハッピーになるということができるのだろうというのは、おそらく間違いないと思っています。

Park-PFIというのは、国交省さんとPFIと皆さんで売れ筋商品として出来上がったのですが、次の売れ筋商品をつくって、みんなにとってPPP/PFIが身近なものだと。まさに議会から、うちの公園もやってほしいとか、うちの公民館もやってほしい、ほかの施設もやってほしいという声が全国から上がるような状況をつくっていけば、よりスムーズに大型案件も実施できるようになっていくのではないかと考えております。

ぜひ、今日いただいた皆さんの意見も踏まえて、しっかり事務局の皆さんと知恵を絞り、 できれば議会の勉強会や自治体職員が週末にオンラインでの勉強会をやっているので、そ こに我々も出かけていって、売り込みにいきたいと思っています。

この間、40社ぐらいのスタートアップの若い起業家にPFIの説明をしたら、ぜひPFIの勉強会をやりたいということで、ちょうど昨日、PFI推進機構から人を出していただいて勉強会を開催しました。新しいプレーヤーも絶対に参入してくれると思っていますので、皆さんが取り組んできたことが、この政権でもっとど真ん中で、そして全国に花開くように、事務局の皆さんと協力していきたいと思っていますので、引き続き御協力をよろしくお願いします。

そして、各省の皆さんが自治体に施設を持っていたりします。国交省さんもそうですし、 経産省さんもそうだと思います。そこで良い事例を生み出すというのは、補助金の活用や、 皆さんの管轄の部分での働きかけはとても重要になりますので、ぜひ各省の皆さんと一体 で実施したいと思っています。よろしくお願いします。

○飯島委員長 ありがとうございました。

本日は、委員の皆様も積極的に御議論いただき、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。

○福永参事官 飯島委員長、ありがとうございました。

最後に事務連絡でございますが、次回の委員会につきましては3月下旬頃で調整させて いただいたところです。改めて詳細を御連絡させていただきます。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。